

# 平成28年度 春の全国交通安全運動 神戸市実施要綱

## 〔目的〕

この運動は、交通事故から尊い人命を守るために、あらゆる機会を通じて市民一人ひとりに広く交通安全知識を普及し、交通安全思想の高揚を図るとともに、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけることにより、市民・事業者と関係機関や行政が手を携え協働と参画の理念で、交通事故のない「安心して元気にくらせるまち」を実現することを目的とする。本市においては、「子供と高齢者の交通事故防止」を運動の基本とし、下記の項目を重点的に展開する。

## 〔期間〕

1. 平成28年4月6日（水）から4月15日（金）までの10日間
2. 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（日）

## 〔基本〕

### 子供と高齢者の交通事故防止

通学中の児童が交通事故の被害者となるなど、依然として道路において子供が危険にさらされていること、また、交通事故死者数全体の約1/3を高齢者が占めていることから、子供とその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚と、子供や高齢者等交通弱者に対する保護意識の醸成を図り、交通事故を防止する。

- (1) 日常生活の中で、安全に道路を通行するための児童・幼児とその保護者に対する交通安全教育・広報啓発の推進
- (2) 通学路等における児童・幼児の安全の確保
  - ① 安全に通学路等を通行するための児童・幼児とその保護者に対する交通安全教育、広報啓発の促進
  - ② 通学、通園時間帯等における街頭での児童・幼児に対する交通安全指導、保護・誘導活動の徹底
  - ③ 通学路等における児童・幼児の安全な通行を確保するための交通安全総点検及び通行車両の運転者に対する注意喚起のための広報啓発の促進
- (3) 広報啓発活動を通じた高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- (4) 高齢の歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の促進

- (5) 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用の促進と、全ての年齢層に対する高齢者マークを表示している自動車に対する保護義務の周知徹底
- (6) 子供や高齢者に対する思いやりのある運転等の促進
  - ① 目前の子供や高齢者の危険な交通行動に対する声かけ運動の促進
  - ② 全ての年齢層に対する交通安全教育の推進による高齢者の特性の認識とこれに基づく安全行動の促進
- (7) 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・交通マナーの習得及び理解向上と安全行動の促進
  - 特に高齢歩行者に対して、道路横断時のルール遵守と安全確認の徹底を図る活動の促進
- (8) 各種広報媒体を活用した、高齢者交通安全の日（毎月15日）の普及啓発

## 〔重点〕

### 1. 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、車両としての交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為を防止する。

- (1) 自転車利用者に対する「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日交通対策本部決定）を活用した交通ルール・交通マナーの周知と、街頭指導の強化等による安全利用の促進
  - ① 自転車の通行方法（車道の左側通行や路側帯通行は道路の左側に限られる等）の指導と歩道通行時における歩行者優先の徹底
  - ② 二人乗り、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の周知による安全通行の徹底
  - ③ 夜間における前照灯の点灯の徹底、夕暮れ時の早めの点灯及び反射材用品等の活用の促進
  - ④ 交差点等における信号遵守、一時停止、安全確認の徹底
  - ⑤ 児童・幼児の乗車用ヘルメット着用、幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進

#### ※ 自転車利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

## 5 子どもはヘルメットを着用

- (2) 自転車の点検整備の励行
- (3) 車輪の側面への反射器材装着の促進
- (4) ヘルメット着用に対する啓発の促進
- (5) 自転車保険加入義務化施行に伴う周知徹底
- (6) 自転車運転者講習制度の周知徹底
- (7) 交差点、歩道、駅周辺・商店街等における交通安全総点検の促進

## 2. 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がまだまだ低調であることから、自動車乗車中における後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図る。

特に、チャイルドシートは年齢が上がるにつれて、使用率が低下する傾向にあることから、幼児の保護者に対して、チャイルドシートの使用を呼びかける。

- (1) 全ての座席においてシートベルト又はチャイルドシートを着用しなければならないことの周知徹底
- (2) シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進及び正しい使用方法の周知徹底
- (3) 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化
- (4) 各種広報媒体を活用した、「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」（毎月15日）の普及啓発

## 3. 飲酒運転の根絶

重大事故の原因となる飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として後を絶たないことから「飲酒運転は絶対に許さない」という決意の下に、運転者をはじめ、広く市民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さを訴えて規範意識の確立を図り飲酒運転を根絶する。

- (1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じ、飲酒運転の根絶に向けた家庭、職場、地域等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの徹底
- (2) 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転をさせない運転者教育の推進
- (3) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- (4) 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施
- (5) 飲酒運転追放「三ない運動」（酒を飲んだら車を運転しない・運転する時は酒を飲まない・運転する人には酒を飲ませない）の徹底

- (6) ハンドルキーパー運動（自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届ける運動）の推進

#### 4. 夕暮れ時の交通事故防止

夕暮れ時は人や車の動きが活発となるほか、日没により視認性が低下し交通事故の多発が懸念されることから、車両の早めのライト点灯、歩行者・自転車利用者の明るい服装、反射材用品等の着用を呼びかけ、夕暮れ時の交通事故を防止する。

- (1) 「夕暮れ時の早めのライト点灯運動」の広報啓発活動の実施
- (2) 各種広報媒体を活用した、ライト点灯推奨時間（午後5時）の周知徹底
- (3) 視認性が低下する夕暮れ時と夜間の危険性を認識させる交通安全教育の推進
- (4) 歩行者・自転車利用者の明るい服装、衣服、履物等、身の回り品への反射材用品等の着用の促進
- (5) 街頭での歩行者に対する交通安全指導、保護・誘導活動の促進

商業施設等高齢者の利用する機会が多い施設周辺における高齢者に対する交通安全指導、保護・誘導活動の徹底

※ 早めのライト点灯推奨時間

期間	点灯推奨時間
4月から9月	午後5時
10月から3月	午後4時